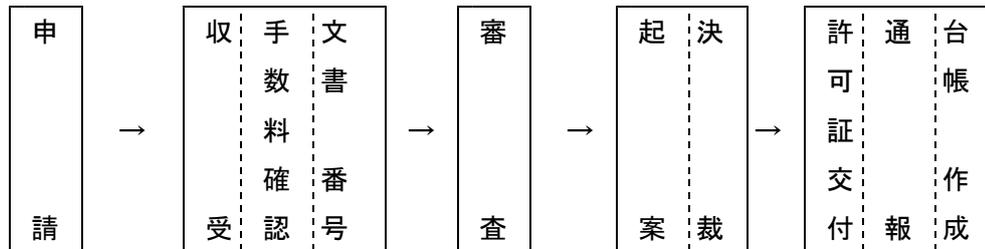


高圧ガス製造許可申請（冷凍を除く。）

根拠法令	一般則第3条 法第5条第1項第1号 液石則第3条 コンビ則第3条
適用	1日の処理能力（圧縮、液化等で処理できる容積。0℃、0Pa換算）が100m ³ （第一種ガスは300m ³ ）以上の設備を使用する者（第一種製造者）。 注）第一種ガスとは、ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素及びフルオロカーボン（ 難燃性を有するものとして経済産業省令で定める燃焼性の基準に適合するものに限る。 ）又は空気をいう。（施行令第3条）

手順



必要書類

- 1 高圧ガス製造許可申請書（一般則様式第1、液石則様式第1、コンビ則様式第1）
- 2 製造計画書（記載すべき事項及び添付すべき図面）
 - (1) 製造の目的
 - (2) 処理設備の処理能力
 - (3) 処理設備の性能
 - (4) 法第8条第1号及び第2号の技術上の基準に関する事項
 - (5) 移設等に係る高圧ガス設備にあっては、当該高圧ガス設備の使用の経歴及び保管状態の記録
 - (6) 製造施設の位置及び付近の状況を示す図面
 - (7) 製造施設を設計・施工するに当たって保安上特に配慮した事項（コンビ則適用事業所）
 （添付すべき書面又は図面）
 - ① 事業所全体平面図
 - ② 製造工程の概要を説明した書面及び図面
 - ③ フローシート又は配管図
 - ④ 高圧ガス製造施設配置図
 - ⑤ 機器等一覧表

- ⑥ 処理・貯蔵能力の計算書
- ⑦ 高圧ガス設備（特定設備、指定設備及び大臣認定品を除く。）の強度計算書
- ⑧ 耐震設計構造物に係る計算書
- ⑨ 高圧ガス設備の基礎及び支持構造物の構造を示した図面

必要に応じ添付を求めることができるもの

- 1 法人登記簿謄本（個人の場合は住民票）
- 2 委任状（代表者以外の者が申請手続きをするとき）
- 3 上記①～⑨に掲げるものの他、製造施設に応じて、法第8条第1号及び第2号の技術上の基準の確認に必要な書面又は図面

審 査

- 1 製造のための施設の位置、構造及び設備が規則（一般則第5条、液石則第5条、コンビ則第4条）で定める技術上の基準に適合するものであるか審査。
- 2 製造の方法が規則（一般則第5条、液石則第5条、コンビ則第4条）で定める技術上の基準に適合するものであるか審査。
- 3 その他製造が公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものであるか審査。

許可証交付

申請者に許可証を交付する。

通 報

- 1 北海道公安委員会又は各方面公安委員会へ通報する。
- 2 液化石油ガス又は液化天然ガスの場合は、公安委員会のほか事業所の所在地を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村にあっては市町村長）へ通報する。（高圧ガス保安法施行令第17条）

台帳作成

許可後台帳に記載する。

参 考

○ 高圧ガス製造許可申請書に添付すべき製造計画書の様式は任意であり、記載する事項等については、次の例による。

1 製造の目的

「製造の目的」には、〇〇〇〇〇 を年間〇〇トン生産するため〇〇を製造する、等具体的に記載する。

2 処理設備の処理能力

製造をする高圧ガスの種類ごとに計算をした処理能力の合計を記載する。

3 処理設備の性能

「処理設備の性能」とは、処理能力を算定するために必要な事項をいい、例えば処理設備が圧縮機及びポンプの場合、性能曲線、実証データ等に基づく能力、気化器の場合は公称能力を記載する。

4 法第8条第1号及び第2号の技術上の基準に関する事項

法第8条第1号及び第2号の技術上の基準に適合していることを、各条項ごとに具体的に記載する。

5 製造施設の位置及び付近の状況を示す図面

申請事業所と隣接する他事業所等との関係及び付近の状況が示されている図面

6 製造施設を設計・施工するに当たって保安上特に配慮した事項（コンビ則適用事業所）

施設の特異性に依り、設計・施工段階から保安上特に配慮した事項（例えば、水素浸食、応力腐食割れ等に対する対応策等）を記載する。

7 事業所全体平面図

境界線と警戒標の設置位置及び保安距離を示した図面

8 製造工程の概要を説明した書面及び図面

9 フローシート又は配管図

高圧ガス設備及びガス設備、弁類、配管、計装設備及び安全装置の設置位置、機器名称、機器番号、流体名、常用温度・圧力等（温度・圧力等の区分を色分け等により明記）が記載されたものであること。

10 高圧ガス製造施設配置図

防消火設備、ガス漏洩検知警報設備、障壁等の設置位置及び製造設備及び製造施設に係る設備間距離、火気取扱施設との離隔距離を示した図面

11 機器一覧表

a 圧力容器（塔・槽類、熱交換器類）、回転機器類、弁類及び配管類等毎に、機器名称、機器番号、寸法、材質、内容積、内容物、設計圧力・温度、常用圧力・温度、肉厚等及び特定設備、大臣認定品にあつてはその旨を記載したリスト

b 除外設備、防消火設備、防液堤等の保安設備について、機能等を記載したリスト

12 処理・貯蔵能力の計算書

高圧ガスの種類ごとに所定の計算方法により計算した処理・貯蔵能力の計算書

13 高圧ガス設備の強度計算書

特定設備検査規則第3条の特定設備並びに一般高圧ガス保安規則第6条第1項第11号、第12号及び第13号並びに液化石油ガス保安規則第6条第1項第17号、第18号及び第19号並びにコンビナート等保安規則第5条第1項17号、第18号及び第19号の規定により通商産業大臣が適切であると認める者が製造等を行った高圧ガス設備以外の高圧ガス設備に係る強度計算書

14 指定設備の場合の指定設備認定証の写し（現在のところ冷凍設備のみ）

15 耐震設計構造物に係る計算書

経済産業大臣が耐震設計上適切であると認めた計算方法等により設計した耐震設計構造物にあってはその計算結果、その他の計算方法により設計した耐震設計構造物にあっては計算条件及び計算結果の書面（特定設備本体部分については不要）

16 高圧ガス設備の基礎及び支持構造物（特定支持構造物を除く。）の構造を示した図面

17 移設等に係る高圧ガス設備にあっては、当該高圧ガス設備の使用の経歴及び保管状態の記録

18 製造設備の位置及び付近の状況を示す図面

申請事業所と隣接する他事業所等との関係及び付近の状況が示されている図面（ただし、事業所の規模等に応じ、7事業所全体平面図に一体化できる場合には省略しても差し支えない。）

19 製造施設を設計・施行するに当たって保安上特に配慮した事項

施設の特異性に応じ、設計・施行するに当たって保安上特に配慮した事項

施設の特異性に応じ、設計・施行段階から保安上特に配慮した事項（例えば、水素浸食、応力腐食割れ等に対する対応策等）を記載する。

○ 高圧ガス製造施設等変更許可申請書に添付すべき変更明細書にあっては、変更前と変更後の関係が明確に対比できる書類及び変更部分に係る上記1から19までの内容に関する書類で足りるものとする。

○ 高圧ガス製造事業届書（第二種製造者）に添付すべき製造施設等明細書に記載すべき事項及び添付すべき書面等についても、第一種製造者の例による。

※ 詳しくは平成28年3月30日付け20160323商局第2号「高圧ガスの製造許可申請等に係る添付書類の記載事項等について」を参照のこと。